

市報第13号

抗原検査キットの取得についての専決処分報告

抗原検査キットの取得については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、令和 4 年 7 月 20 日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

新型コロナウイルス感染症への対応のため、次のように抗原検査キットを買い入れる。

物件の表示

件 名	内 容	数 量	単 価	金 額
抗原検査キット	抗原検査キット (10テスト用)	71,300	円 5,500	円 392,150,000

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第 4 項省略）